

# 物価高騰対応支援給付金(こども加算分) (5万円／児童1人あたり)のご案内

## ※受給には手続きが必要です

- 物価高騰対応支援給付金(こども加算分)は、令和5年度の住民税非課税世帯、均等割課税世帯を対象に支援する給付金です。
- 令和5年12月1日時点で鏡野町に住民登録されている世帯が対象です。
- 給付金を受給するには、**手続きが必要**です。

### 給付金の支給額

児童1人あたり**5万円**

※加算対象児童(平成17年4月2日生～令和5年12月1日生)住民税非課税世帯、及び、均等割課税世帯に属し、かつ当該世帯主と同一生計となっている18歳以下の児童

### 給付金の支給時期

- ・2月下旬ごろに案内通知を発送
- ・鏡野町が確認書(または申請書)を受理した日から2～3週間後が目安です。

申請受付期限 **令和6年4月30日(火)** ※郵送の場合は必着

## 支給対象と申請の有無

### 支給対象となる世帯(いずれかにあてはまる世帯)

※市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯を除く

令和5年度「住民税非課税」世帯、  
「均等割のみ課税」世帯に属す18歳  
以下児童の住民異動がない世帯

※対象世帯に案内が届きます

令和5年度「住民税非課税」世帯、  
「均等割のみ課税」世帯であって

- ①令和5年1月2日以降に転入した者を含む世帯で、  
税情報が確認できない世帯
- ②18歳以下の児童と別世帯だが生計が同一の場合
- ③令和5年12月2日以降出生した新生児を含む世帯  
(※未申告者を含む世帯を含む)

### 【返送が必要です】

- ※令和5年12月1日時点で鏡野町に住民登録がある世帯主宛に「確認書」を送付します。
- ※転入した者を含む世帯のうち、令和5年1月1日時点の税情報が確認できる世帯には「確認書」を送付します。
- ※既に他市町村より同様の給付金を支給を受けた者を含む世帯を除く

### 【申請が必要です】

- ※令和5年12月1日時点で鏡野町に住民登録があり、世帯が「住民税非課税、均等割課税世帯」である書類を用意し、上記①～③のうち、該当と思われる世帯は、「申請書」とともに申請してください。
- ※【申請書配布先】  
鏡野町子育て支援課にお問合せください。
- ※既に他市町村より同様の給付金を支給を受けた者を含む世帯を除く
- ※転入者を含む世帯のうち、令和5年1月1日時点の税情報が確認できる世帯には「確認書」を送付します。

※給付金の支給後、支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還していただく必要があります。  
※当該給付金は、非課税扱いであり、差押禁止等の取扱いとなります。  
※支援給付金の「振り込み詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください。

お問い合わせ先 鏡野町子育て支援課 子育て支援係 担当:池田 電話(0868)54-2991 F A X (0868)54-2891  
総合福祉課 福祉係 担当:井上 電話(0868)54-2986 F A X (0868)54-2891